

令和2年度補正予算「農業労働力確保緊急支援事業」 農業機械等導入事業について

新型コロナウイルス感染症の影響による深刻な**人手不足**を解消し、
将来の農業生産を支える人材を育成するため、
農業高等学校・農業大学校等の研修機関へ支援を行います

支援対象

研修用農業機械・設備の導入（補助率1/2以内）

申請方法

- ① **各都道府県の農業担当部局**にお問合せいただき、
事業実施の希望をお伝えください
- ② 導入した農業機械・設備を活用して行う研修の計画等、
事業実施計画を作成していただきます



農林水産省の事業実施計画提出の締切は6月10日です
お早めにご相談ください！

（事業実施計画は都道府県から国に提出することとなっております）

他にもこんな支援事業があります！（詳細は農林水産省までお問合せください）

農業大学校等で、人手不足経営体における実習・援農のための研修を行うとき
講師謝金及び教材費を支援します！



農業大学校等が、人手不足経営体に派遣して実習を行うとき
交通費、宿泊費等を支援します！



農業機械等導入事業では対応できない研修用施設の整備を行いたいとき
新規就農支援緊急対策整備事業が活用できます！



※事業の内容について、農林水産省に直接お問合せいただくことも可能です
農林水産省経営局就農・女性課 農業教育グループ

TEL:03-6744-2160